

【政策 6】環境

基本施策 16 花と緑と水のある環境づくり

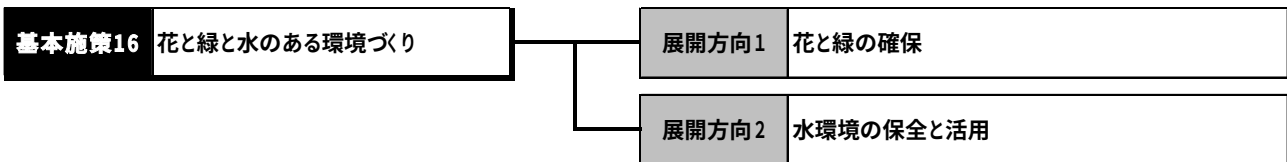
【施策統括課：環境政策課 主な関係課：下水道課】

<現状と課題>

- 平成 28(2016) 年 5 月、国土交通省は、ストック効果をより高めること、民との連携を加速すること、都市公園を一層柔軟に使いこなすことを重視する「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」を取りまとめました。
- 平成 29(2017) 年 5 月、都市緑地法等の一部を改正する法律が公布し、都市公園の再生・活性化、緑地・広場の創出、都市の農地の保全・活用について推進されることになりました。
- 東京都は、より実効性の高い新たな緑施策を構築するため、平成 24(2012)年 5 月に緑施策のこれまでの取組と、生物多様性の視点から強化すべき将来的な施策の方向性をとりまとめた「緑施策の新展開」を策定・推進することになりました。
- 令和 4(2022) 年に生産緑地法施行から 20 年を迎え、行為制限が解除となることから転用が可能となり、宅地化される農地が増加することや市への買取り申出の増加が予想されています。
- これまで国立市では、一橋大学、谷保の城山(東京都歴史環境保全地域)、谷保天満宮など拠点となるような緑空間を中心に、その保全に努めてきました。しかしながら、市街化の進展や農地の減少等によって、現在、市内の緑環境は大きく変化してきています。そのため、国立市の貴重な自然資源であるハケや水田等を保全し、「農の営みが残る市の原風景」として後世に引き継いでいくことが求められています。
- 行政主導でまとまった緑地空間を増やすことは困難さを増していくと予測される中、国立市では住宅地等への生垣助成制度を設け、市域の約 6 割を占める民有地の緑化を進める体制を構築するなど、市民と行政が一体となって緑の保護と緑化を推進しています。
- 国立市は、南部地域に多摩川、矢川をはじめとした多くの河川や用水が存在し、ハケ下には湧水があり、恵まれた水環境を有しています。こうした水辺環境の維持・創出については、生物の生息環境の保全を考慮し、市民参加による維持管理活動等が行える環境づくり、仕組みづくりを進める必要があります。
- 市民や来街者に「くにたち」らしさをしっかりと印象づけ、より多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるよう、今後も引き続き、市民や事業者、地域活動団体など多様な主体との連携・協働の下、市内に残されている貴重な自然環境の保全・再生や新たな緑の創出に取り組む必要があります。

<施策の目的及び体系>

市内外に国立の魅力を印象づける重要な地域資源として、より多くの緑を保全し、市内の貴重な水資源の水量の確保と水質の向上を目指します。



<展開方向1：花と緑の確保>

【目的】

将来にわたって継承すべき貴重な財産として、花と緑を大切に守り育て活かします。

【手段】

- ◆屋上緑化、緑のカーテン(壁面緑化)、生垣の形成を促進し、公共施設や民間建築物の敷地内及び屋上、壁面等の緑化を推進します。
- ◆立川崖線、青柳崖線や東京都の歴史環境保全地域である「谷保の城山」などの市内に残された貴重な緑の保全を推進します。
- ◆崖線の適正な維持管理を進めるとともに、「農の営みが残る原風景」の保全を推進します。
- ◆花と緑のまちづくり協議会の活動を促進し、花と緑を充実させていきます。
- ◆市民の身近な緑である公園を適正に維持、管理します。
- ◆大学通り緑地帯の快適な空間づくりを推進します。
- ◆矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれている矢川上公園の拡充整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
緑が十分にあるまちである と思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	46.8 (2018 年)	50.0	55.0

<展開方向２：水環境の保全と活用>

【目的】

矢川や湧水等の水環境を保全し、市民生活に精神的な安らぎや潤いを与えます。

【手段】

- ◆地下浸透機能を持つ緑地等の保全や雨水浸透ますの設置を促進し、地下水のかん養に取り組みます。
- ◆地下水及び湧水の定期的な調査・監視を行い、その結果を踏まえ良好な水質を維持するために必要な対策を講じます。
- ◆市内に残された貴重な自然資源である矢川や湧水、府中用水などの水環境を市民の憩いの場や学びの場として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

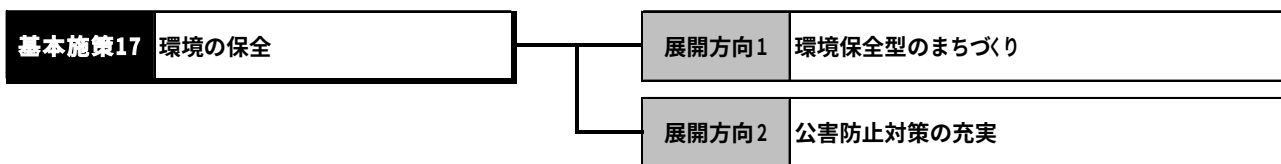
指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
雨水浸透ますの設置数(累計)	基	市の助成及び窓口指導によって設置された雨水浸透ますの基数(各年度末)	17.117 (2018 年)	22,400	26,400
湧水の測定地点における環境基準の達成率	%	同左	100 (2018 年)	毎年度 100%	

<現状と課題>

- 環境省・文科省・農水省・国交省・気象庁が平成 30(2018) 年に公表した「気候変動の観測・予測・影響評価に関する統合レポート 2018～日本の気候変動とその影響～」によると、日本の平均気温は世界より速いペースで気温が上昇しており、強い雨が増加している一方で降水日が減少、真夏日・猛暑日の日数が増加するなど、全国的に気候変動の影響が深刻化しつつあります。また、プラスチックごみが海に流れ込み生態系などへの重大な悪影響を及ぼす海洋プラスチック問題についても、世界的な取組が始まっています。
- 国では平成 28(2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定し、国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%削減することを目標としています。また、東京都では、平成 28(2016) 年 3 月に「東京都環境基本計画」を策定し、都内から排出される温室効果ガスを 2030 年までに 2000 年度比で 30%削減することを目標としています。
- 平成 23(2011)年 3 月に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故をきっかけとした火力発電所の稼働率の上昇等により、近年、温室効果ガスの大部分を占める二酸化炭素(CO₂)の排出量が増加傾向にあります。また、再生可能エネルギーの利用に対する人々の関心が飛躍的に高まっていることから、行政が先導役を果たし、温室効果ガスを排出しない再生可能エネルギーの普及拡大に努める必要があります。
- 国立市では、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために平成 25(2013) 年 7 月に「国立市環境基本計画」を策定しました。同計画では、行政、市民、事業者及び教育機関が環境保全に取り組んでいく上での共通の環境像や目的、施策の方向性を示すとともに、環境保全に向けた各主体の行動を積極的に誘導していく役割を担うことを目指しています。
- また、令和元(2019) 年 5 月には「国立市域地球温暖化対策アクションプラン」を策定しました。同アクションプランでは、令和 12(2030)年までに二酸化炭素排出量を市域全体で平成 25(2013)年度比で 20%削減するという具体的な目標を定め、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進、エコライフスタイルの推進を軸に各種補助制度の実施や公共施設の省エネ化、自転車利用などの意識啓発を進めることとしています。
- 引き続き、身近な問題として地球環境問題に対するより多くの市民の関心や理解を深めることで、問題の解決に向けた自主的・自発的な活動の実践を促進するとともに、市域全体から排出される温室効果ガス排出量の的確な把握とこれに応じた対策を迅速かつ柔軟に講じていく必要があります。
- 公害防止については、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動の各種環境調査における平成 29(2017) 年度の環境基準達成率が 97%となっており、今後も引き続き、環境基準の達成に向けて取り組む必要があるとともに、市民からの連絡があった場合には迅速な対応を行っていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

より多くの市民が地球環境問題や環境負荷軽減に対する理解を深め、自主的・自発的にエコライフ(環境に配慮した生活)を実践するとともに、常に衛生的で良好な生活環境が保たれているまちを目指します。



<展開方向1：環境保全型のまちづくり>

【目的】

衛生的で良好な生活環境の維持・向上に向け、市民との連携・協働に根ざした取組を推進するとともに、全市的に地球温暖化防止への意識を高め、市民、事業者、行政といった各主体の責務と役割に応じた取組を着実に推進します。

【手段】

- ◆環境問題に対する市民の理解や関心の醸成に結びつく情報の提供を行います。
- ◆行政として対応が必要な環境問題が発生した場合、関係機関との調整や、解決・改善に向けた働きかけを行います。
- ◆地球温暖化防止対策として、市民、事業者及び行政が一丸となり、再生可能エネルギーの導入促進、省エネルギーの推進、エコライフスタイルを推進することで温室効果ガスの削減を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減割合	%	平成 17 (2005) 年度の実績値 4,581 t - CO ₂ を基準とする温室効果ガス排出量の削減率	-7.7% (2018 年)	-12.0%	-12.0%
国立市域の温室効果ガス排出量削減割合	%	国立市域から排出される温室効果ガス排出量の削減割合 (H25 (2013) 年度比)	-7.0% (2016 年)	-8.5	-15.3

<展開方向２：公害防止対策の充実>

【目的】

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭といった公害の発生を防止します。

【手段】

- ◆典型 7 公害の発生防止に向けた監視・指導に継続して取り組みます。
- ◆苦情が発生した場合には、速やかに状況の把握や原因の特定、規制基準の適否等を確認した後、発生源に対し速やかな改善指導や助言を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値 (KPI)	
				2023 年	2027 年
環境基準達成率	%	各種環境調査結果の内、環境基準を達成した項目の割合	98.0 (2018 年)	毎年度 100%	
公害苦情処理割合	%	処理件数／受付件数×100	100.0 (2017 年)	毎年度 100%	

基本施策 18 ごみの減量と適正処理

【施策統括課：ごみ減量課 主な関係課：総務課、下水道課】

<現状と課題>

- 日本を含む経済先進国は、長きにわたり大量生産、大量消費、大量廃棄を前提とする社会経済構造のもとで経済規模を拡大してきており、近年では新興国の経済成長と人口増加も加わり世界的に資源消費量・廃棄物排出量が増加しています。国連で採択された「持続的な開発目標(SDGs)」では、持続可能な生産消費形態を確保するために、2030年までに廃棄物の発生防止や削減、再生利用および再利用により廃棄物の発生を大幅抑制することが盛り込まれており、国や東京都においても廃棄物の資源化・循環利用に着目した施策を進めていくこととしています。
- 国立市が収集した可燃ごみは、稲城市にある稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で構成する多摩川衛生組合が運営するクリーンセンター多摩川で焼却され、その後の焼却灰は日の出町にある25市1町で構成する東京たま広域資源循環組合が運営する二ツ塚処分場においてエコセメントにリサイクルされ、土木建築資材として活用されています。また、不燃ごみは、市内にある環境センターへ搬入し、分別・破碎・圧縮等の工程を経て、専門業者が引き取り処理されています。
- 国立市は、廃棄物の排出が抑制され、また、排出された廃棄物もできる限り循環的に利用され、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指しています。循環型社会の形成に向け、平成22(2010)年度には埋め立てごみ「ゼロ」を達成し現在も継続中であり、また平成29(2017)年9月に家庭ごみ有料化を実施しました。
- しかし、家庭ごみ有料化実施後のごみ排出量は減少傾向にありますが、ごみの搬出量は、依然として多摩地域の他市と比較して多い方に位置しており、ごみ焼却の中間処理及び最終処分を広域化して他の自治体に依存している状況であることから、中間・最終処分場の延命化やごみ処理過程における環境負荷の低減、限りある資源・エネルギーの有効活用を図るためにもより一層の発生抑制と処理適正化を実施していく必要があります。
- 現在は、市民や事業者ができること、取り組むべき行動(エコアクション)を推進するための方策として「くにたちECOプロジェクト」と題し、5R(リデュース、リユース、リペア、リターン、リサイクル)¹の普及拡大に取り組んでいます。
- 平成30(2018)年度に実施した「第16回国立市政世論調査」によると、今後、循環型社会の形成のために行政がすべきこととして、「事業者に対し、商品の包装を簡単にする等、ごみの量を減らす販売方法等を指導する」(37.4%)「ごみの分別などに対する指導を徹底する」(35.4%)、「市報やホームページなどにおいてごみ(廃棄物等)に関する情報をより詳しく提供する」(27.3%)が上位にあげられており、販売事業者等のごみ減量への協力推進や、ごみ分別や不適正排出に関する指導・広報の推進についての要望が多く挙げられています。
- 今後も引き続き、循環型社会の形成に向け、行政が先導的な役割を果たしながら、EPR(拡大生産者責任)²を柱とした5Rや各種のリサイクルの取組等について、積極的な情報発信を行

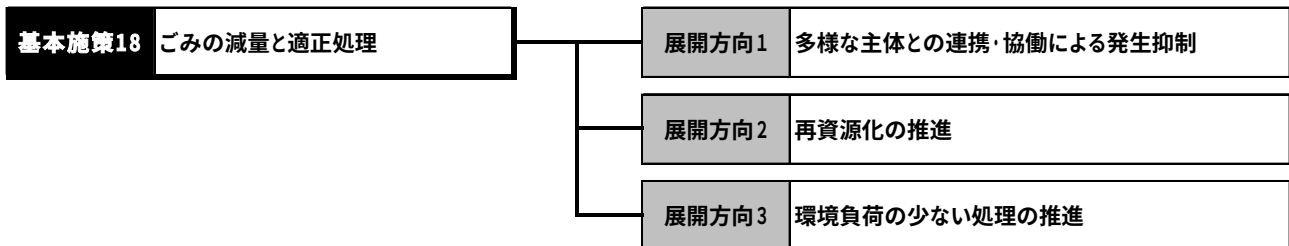
¹ 「Reduce(リデュース)：ごみになるものを減らす」、「Reuse(リユース)：使い捨てせずにそのままの形状で何度も使う」、「Repair(リペア)：修理・修繕しながら物を大切に使う」、「Return(リターン)：使用済み製品を販売店へ返す」、「Recycle(リサイクル)：原材料として再生して使う」の頭文字をとったもので、循環型社会を実現するためのキーワード。

² Extended Producer Responsibilityの略であり、製品等の生産者に、製品等が廃棄された後の処分やリサイクルに責任を持たせようという考え方。この考え方が推進されることで、生産者は製品等の設計段階からごみになりにくいもの

い、より多くの市民や事業者の主体的な活動を促進する必要があります。

<施策の目的及び体系>

廃棄物の発生抑制および適正処理を推進し、環境負荷ができる限り低減された社会(循環型社会)の形成を目指します。



<展開方向1：多様な主体との連携・協働による発生抑制>

【目的】

多様な主体との連携・協働の下、市内から出されるごみの総量を抑制します。

【手段】

- ◆市民、事業者、行政の適切な役割分担と連携・協働の下、5Rの推進に取り組みます。
- ◆事業者に対する排出指導等を通じ、事業系ごみの減量・リサイクルを促進します。
- ◆EPRを推進するため、販売事業者の店頭資源回収への取り組みを支援するとともに、国や東京都に対してEPRの法制化等を要望していきます。
- ◆食品ロスを削減し、資源有効活用・可燃ごみ削減を促進するため、啓発活動を推進し、事業者の取り組みを支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
1人1日当たりのごみ排出量	g	年間の総ごみ排出量 ³ ／人口／年間日数	746.2 (2018 年)	708.9	693.7

やリユース・リサイクルしやすいものを作るようになるため、環境負荷の低い製品等がまちに広がっていき、結果としてごみが減っていくと考えられている。

³ 総ごみ排出量：可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（集団回収を含む。）、粗大ごみ、有害ごみの合計量である。

<展開方向２：再資源化の推進>

【目的】

循環型社会の形成に向け、限りある貴重な資源を有効活用します。

【手段】

- ◆全市的にごみの分別排出の徹底が図られるよう、収集作業における不適正排出の確認や周知啓発等の強化に取り組みます。
- ◆再資源化を促進するため、適正な分別作業および再資源化業者への引渡しを推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
総資源化率	%	(資源ごみからの資源化量+集団回収量+収集後資源化量)／(総ごみ量+集団回収量)×100	36.9 (2018 年)	42.2	44.2

<展開方向３：環境負荷の少ない処理の推進>

【目的】

環境に配慮した安全なごみ処理を安定的に推進します。

【手段】

- ◆ごみ処理による環境負荷を低減するため、焼却残渣のエコセメント化等の従来からの取組に加え、より高効率な資源化や収集運搬の効率化に取り組みます。
- ◆し尿及び生活排水の適正な処理を行うとともに、仮設便所を除く 100%の水洗化を目指します。
- ◆公共施設から出されるごみのリサイクルや分別の徹底に向け、職員のごみに対する意識向上を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
焼却残渣排出量	t	同左	1,676 (2018 年)	1,148	1,084

【政策 7】都市基盤

基本施策 19 道路の整備と適正管理

【施策統括課：道路交通課 主な関係課：都市計画課】

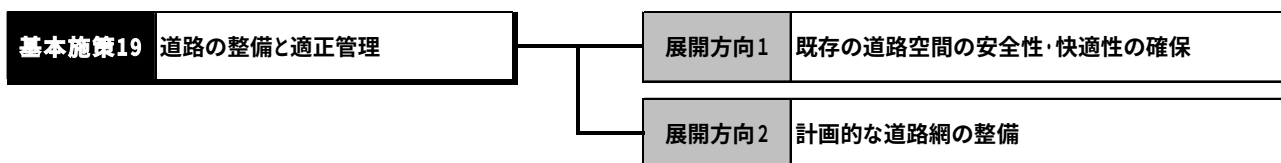
<現状と課題>

- 現在、全国の地方公共団体では 1950 年代半ば(昭和 30 年頃)から 1970 年代初頭(昭和 47 年頃)の高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行しています。
- このような状況の下、国では、平成 25(2013)年 11 月に「インフラ長寿命化計画¹」を策定し、インフラ機能の確実かつ効率的な確保に向け「安全・安心の確保」を前提とした「中長期的視点に立ったコスト管理」が必要だとしています。
- 一方、かつては、自動車を中心に、生産性の向上に重点を置いた道路整備が行われていましたが、高齢化等の時代背景の変化に伴い、だれもが安全に移動できる「人にやさしい」道路整備への要請が高まるなど、道路に求められる役割が変化してきています。
- 今後、国立市においても、道路施設の老朽化の進展に伴い、平成 30(2018)年 5 月に策定した「国立市道路等長期修繕計画」に基づき、計画的な維持管理を進めるとともに、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、だれもが安全で快適に使いやすい道路となるように、いかにより効果的・効率的に維持管理していくのかが極めて重要な課題となっています。
- 都市計画道路は、人、自転車及び自動車のほか、公共交通などの移動を支える交通機能をはじめ、都市の防災性の向上や上下水道施設、共同溝等のライフラインの収容等を担うなど、多様な機能を有する根幹的な都市施設であり、機能的に連携されたネットワークを形成することにより、市民生活や都市活動を支えるものです。
- 平成 28(2016)年 3 月には、東京都と特別区及び 26 市 2 町が連携・協力の下、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」が策定され、これに基づき、国立市でも優先整備路線の事業化及び見直し候補路線の廃止に向けた取り組みを行っています。
- しかし、市内の都市計画道路の整備率は約 38%にとどまっており、生活道路に通過車両が流入するなどの課題解決をはじめ、地域の特性や将来需要に応じた道路網を整備していく必要があります。

¹国民の安全・安心を確保し、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図るとともに、維持管理・更新に係る産業（メンテナンス産業）の競争力を確保するための方向性を示すものとして、国や地方公共団体、その他民間企業等が管理するあらゆるインフラを対象に策定。

<施策の目的及び体系>

だれもがより安全で快適に移動できる「人にやさしい道づくり」を進めます。



<展開方向1：既存の道路空間の安全性・快適性の確保>

【目的】

歩行者、自転車、自動車など道路を利用する全ての人々が、安全で快適に移動できる道路空間を確保します。

【手段】

- ◆人々の暮らしの安全性・快適性を確保するため緊急度や重要度に応じ、老朽化した舗装・道路施設の補修やバリアフリー対応の歩道整備等を計画的に推進します。
- ◆さくら通りを2車線に減線し歩行者と自転車の通行を区分することで、人にやさしい道への改修を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
歩道の改良率	%	規格改良済(バリアフリー化)の歩道延長／歩道総延長×100	20.6 (2018 年)	27.0	32.8
道路施設に起因する事故件数	件	道路管理瑕疵による損害賠償の件数	1 (2018 年)	毎年度 0 件	

<展開方向２：計画的な道路網の整備>

【目的】

地域の特性・課題に対応した秩序ある道路網の形成を図ります。

【手段】

- ◆優先度の高い路線を抽出した上、沿道の地域住民の理解と協力のもと、その着実な整備を推進します。
- ◆都及び関係区市町で連携・協力の下、都が策定した「東京における都市計画道路の整備方針」の第四次事業化計画に基づき計画的な整備を推進していきます。
- ◆優先整備路線以外の都市計画道路は、広域的なネットワークとして機能することを前提に、改めて計画について検証し、必要に応じて段階的な整備を進めます。また、一部の未整備の都市計画道路については、環境上の配慮などを含めた様々な観点から、必要に応じて計画の見直しを検討します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

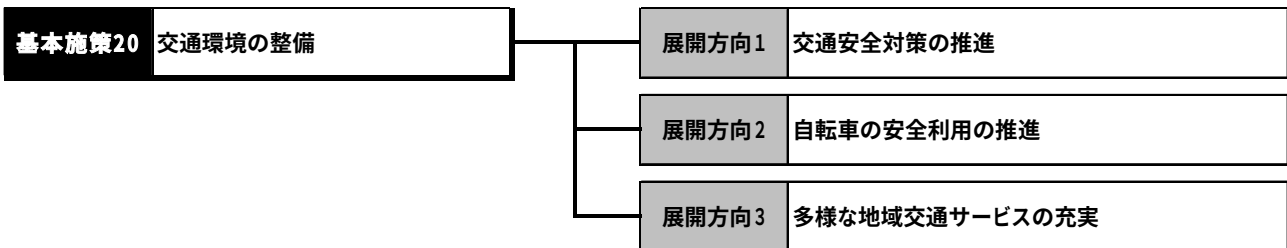
指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
都市計画道路の整備率	%	同左	38.2 (2018 年)	38.7	40.0

<現状と課題>

- 現在、全国的に人口の急激な減少や高齢化の進展等を背景として、通勤や通学のために鉄道・バス等の公共交通機関を利用する人が減少し、特に路線バスを中心とした公共交通事業の規模の縮小やサービス水準の低下が大いに懸念されています。
- このような状況を踏まえ、国では、地域の総合行政を担う地方公共団体を中心として関係者の合意をもとに持続可能な地域公共交通ネットワークの再構築を図るため、平成25(2013)年12月施行「交通政策基本法」の基本理念に基づき、平成26(2014)年5月に「地域公共交通活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律」を施行しています。
- 都では、平成 28(2016) 年 4 月に第 10 次「東京都交通安全計画」を策定し、死傷者ゼロ、究極的には交通事故のない安全安心な都市東京の実現を目指しているほか、平成 29(2017) 年 5 月に「自転車活用推進法」が施行されたことに伴い、平成 30(2018) 年 3 月に「東京都自転車活用推進計画」を策定し、自転車を安全で安心して利用でき、誰もが気軽に楽しめる環境づくりを進めることとしています。
- このような流れを受け、国立市では平成 26(2014)年 3 月に「国立市地域交通計画」を策定し、だれもが安全で円滑に市内を移動するための交通(地域交通)の基本方針を定め、その実現に向けて徒歩、自転車、公共交通といった各交通モードを対象とした具体的な施策(アクションプラン)の推進を図ることとしています。
- 令和元(2019) 年 11 月には「国立市交通安全計画」及び「国立市自転車安全利用促進計画」を策定しました。今後は、交通安全に関する具体的な施策を検討・実施するとともに、自転車の通行環境整備や自転車活用推進を図る必要があります。
- また、平成 29(2017)年 7 月には、多摩 26 市町村が参加する福祉有償運送運営協議会を脱退し、国立市単独の福祉有償運送運営協議会を設置し、市独自の福祉的交通の検討を進めています。平成 30(2018) 年度からは、高齢者の移動手段の確保のため、一橋大学と提携し、需要調査・分析を行い、福祉的な交通について検討・協議を行っています。
- 近年ではコミュニティサイクルの活用が注目されており、自転車ポートの設置が増加しています。国立市においても、平成 30(2018) 年度に民間事業者との実証実験を行いました。その検証結果を踏まえ、平成 31(2019) 年 4 月から民間事業者が実施するコミュニティサイクル事業支援を行っています。
- 今後、国立市においても急速に高齢化が進展すると見込まれることや、より多くの人々が市内で安心して子どもを産み、育てられる社会の実現が求められていることから、高齢者が安心して外出したり、安全に移動したりできるとともに、子どもたちを交通事故から守ることができるよう、きめ細やかで総合的な交通安全対策の強化が必要となっています。
- また、公共交通をはじめとする地域交通の充実とともに、高齢者、しょうがいしゃや単独では公共交通を利用できない移動制約者の移動支援のための具体的な施策を図る必要があります。

<施策の目的及び体系>

だれもが安全で安心して移動できるとともに、超高齢社会を支え、利用しやすい地域交通を整え、より多くの市民が公共交通機関や自転車を積極的に利用できるまちを目指します。



<展開方向1：交通安全対策の推進>

【目的】

高齢者、しょうがいしゃ、子どもなどの交通弱者も安心して移動できる、交通事故のない安心で安全なまちを目指して整備を進めます。

【手段】

- ◆小学校・中学校の児童・生徒から高齢者まで交通安全の意識を高め、安全な行動・運転を心がけてもらうため、交通安全意識の啓発を強化します。
- ◆市民が安心して外出できるようにするため、道路・交通環境の整備を推進します。
- ◆円滑な交通の流れを確保し、交通事故を防止するため、地域の実情や交通量等を勘案した上で、警察と連携して取り締まりや交通規制を強化します。
- ◆事故の発生を未然に防ぎ、市民の安全を確保するため、道路・交通環境の点検を定期的に行い、点検結果に基づいた事故防止対策を進めていきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
交通人身事故の発生件数	件	国立市内の事故発生件数の報告	247 (2018 年)	195	165

<展開方向２：自転車の安全利用の推進>

【目的】

子どもから高齢者まで、だれもが安全で、安心して自転車を利用できる環境を整備します。

【手段】

- ◆歩行者、自転車、自動車が道路を安全に通行するため、自転車通行環境を整備します。
- ◆自転車利用者へ利用ルールの周知徹底を図るとともに、自転車とすれ違う歩行者、自動車などの道路利用者へも、関係機関等と連携し、啓発活動を行い自転車利用者の交通ルールの遵守意識の醸成を図ります。
- ◆自転車の安全性、快適性の向上や健康・環境などの地域の課題やニーズに応じ、自転車の利用促進を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
自転車通行環境整備延長	km	整備実績	1.1 (2018 年)	9.5	-
自転車乗用中の事故数	人	同左	111 (2018 年)	82	58

<展開方向３：多様な地域交通サービスの充実>

【目的】

公共交通をはじめとするだれもが使いやすい多様な地域交通の充実を目指します。

【手段】

- ◆公共交通を便利に利用できるようにするため、駅や駅周辺地域へのアクセスを強化します。
- ◆移動制約者や移動困難者など超高齢社会を支えるため、安全で安心して移動できるモビリティ確保に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
コミュニティバス「くにっこ」の年間乗車人員	人	同左	283,957 (2018 年)	293,000	300,000
コミュニティワゴン「あおやぎっこ」の年間乗車人員	人	同左	19,875 (2018 年)	21,000	22,000
福祉的な交通施策に満足している市民の割合	%	国立市市民意識調査	61.6 (2018 年)	66.3	70.0
公共交通に満足している市民の割合と回答した市民の割合	%	国立市市民意識調査	65.6 (2018 年)	73.6	80.0

基本施策 21 魅力あるまちづくりの推進

【施策統括課：国立駅周辺整備課

主な関係課：富士見台地域まちづくり担当、南部地域まちづくり課、まちの振興課、
道路交通課、都市計画課、環境政策課】

<現状と課題>

- 1920年代の大正末期から昭和初期にかけて整備が進められた国立駅周辺の市街地(「国立大学町」)は、戦後にほぼ全域が文教地区に指定され、「文教都市くにたち」を象徴する地域となっています。このような特徴を持つ国立駅周辺地域は、平成25(2013)年に中央線連続立体交差事業が完了し、大きく環境が変化しました。
- 国立市では、平成21(2009)年11月に、今後の国立駅周辺のまちづくりを進めていくための基本的な方向性を示した「国立駅周辺まちづくり基本計画」を策定しました。同計画に基づき、着実に事業を進めた結果、平成30(2018)年5月には国立駅前くにたち・こくぶんじ市民プラザが開設され、平成31(2019)年2月には国立駅北口駅前広場が再整備されました。
- 令和2(2020)年2月には文化財でもある旧国立駅舎が再築されました。旧国立駅舎は「まちづくりの駅」として活用し、国立大学町のまちづくりの歴史を後世に伝え、市への愛着を醸成するとともに、まちの回遊性を高め、まちの魅力を発信する役割を担う拠点としていく必要があります。
- また、国立駅周辺は、回遊性を高めるため、引き続き国立駅南口広場の再整備や周辺道路の整備のほか、再築される旧国立駅舎周辺の空間をより魅力あるものとなるよう、関係団体等と協力しながら引き続き整備していく必要があります。
- 富士見台地域は、1960年代の昭和30年代後半に、当時の日本住宅公団(現在の独立行政法人都市再生機構(以下、UR都市機構))が、国立富士見台団地の建設とともに進めた土地区画整理事業により基盤整備が進められました。それに伴い、農地が広がっていた土地に、住宅や公共施設の建設が進み、市街地が形成されました。
- 国立富士見台団地は、1965(昭和40)年に完成し、創設から50年が経過しており、現在は日本各地にある多くの団地と同様に、高齢化率の上昇、空室率の上昇等の課題が生じています。
- また、東京都により、矢川駅近くにある都営矢川アパートの建て替え事業が進んでいます。居住者の高齢化率は高く、建て替え後の団地で安心して暮らすことのできる環境の整備をどのようにするのが問われています。
- これらの課題に対し、平成30(2018)年2月には、「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」を策定し、今後のまちづくりの方向性を地域住民及び関係団体と共有しました。今後は、具体的なまちの姿を示し、このビジョンの実現に向けて取り組んでいく必要があります。
- 都営矢川北アパートの建て替え事業において生じる空地に、少子高齢化を始めとする地域課題に対応した、まちのにぎわい拠点を整備するため、市では、平成30(2018)年3月に「矢川公共用地(都有地)の活用計画」を策定しました。同計画に基づき、令和4(2022)年度に複合公共施設を整備するよう取組を進めています。
- また、基盤整備が進められた経緯から、富士見台地域は、市の中で公共施設が集中している地域です。基本施策29で述べられているように、富士見台地域の公共施設もまた老朽化が進ん

でいます。「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」を実現する過程において、それら施設の再編計画及び新たな施設配置を検討していく必要が生じています。

- 市南部の多摩川沖積地から青柳段丘にかけての地域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯として集落が形成され発展してきました。地域内には、崖線の樹林地や矢川の清流、湧水群など、都心部近郊にありながら水と緑に恵まれた自然環境が残されているとともに、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史ある文化的遺産が分布しており、国立の源ともいえる貴重な地域となっています。

- 昭和 59(1984)年 3 月に策定した「国立市南部地域開発整備基本計画」により、幹線道路の整備や土地区画整理事業が実施されるなど都市基盤の整備が大きく進展しました。

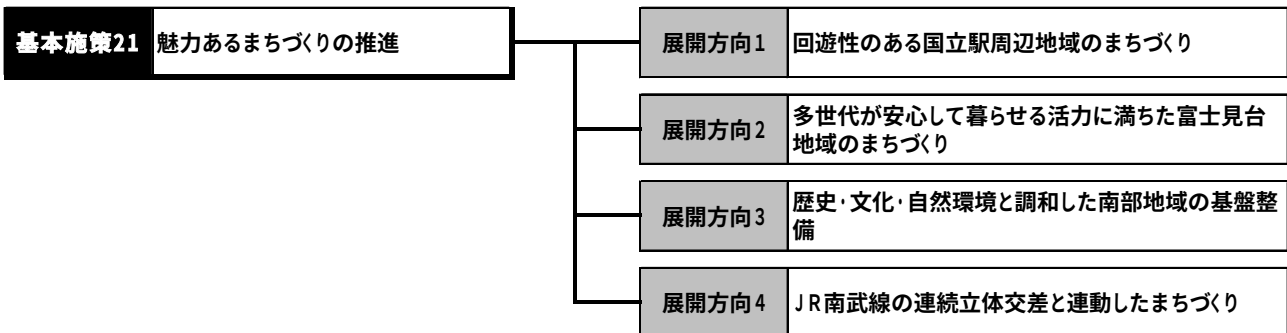
平成 26(2014)年 8 月には、市民の新たなニーズや時代の要請に的確に対応したまちづくりを進めていくため、「国立市南部地域整備基本計画」を策定し、南部地域の将来像「豊かな自然・歴史ある文化とともに発展するまち」を目指して整備を推進しています。

また、各事業の進捗等の調査、市民意見交換会などを実施し、令和元(2019)年度に計画の中間見直しを行っています。

- 平成 30(2018)年度に J R 南武線矢川駅～立川駅付近連続立体交差事業の新規着工準備採択を受け、東京都を中心に事業化に向け調査・検討が進められています。国立市においても、平成 30(2018)年 6 月に改訂された都市計画マスタープランで「J R 南武線と道路との立体交差化等による踏切の解消と、南部地域と北部地域をつなぐ道路の整備が必要」としており、少子高齢社会における安全で快適な歩行空間を確保するために、J R 南武線連続立体交差事業にあわせて事業を推進することとしています。

<施策の目的及び体系>

それぞれの地域の特性や魅力を活かした都市機能の整備が行われ、恵まれた自然と歴史ある文化遺産と調和しつつ、利便性や快適性、防災面からみた安全性を兼ね備えたまちづくりを進めます。



<展開方向1：回遊性のある国立駅周辺地域のまちづくり>

【目的】

文化財である旧国立駅舎を中心とする国立駅周辺地域を、回遊性のある空間とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

- ◆国立駅南口の駅前広場整備、国立駅周辺の道路整備等を進めることにより、だれもが歩いて街を楽しめる回遊性のある空間を創出します。
- ◆市民に必要な機能を有する公共施設整備を進め、それらを中心に「市民が集い、来訪者を迎え、にぎわいと交流のある」空間を創出します。
- ◆再築された旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用し、回遊性を高め、まちの活性化につながるよう施設運営を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
国立駅周辺まちづくり事業の進捗率	%	総事業費に対する当該年度までの事業費執行額の割合	64.1 (2018 年)	80.6	100
旧国立駅舎及びその周辺で活動に参加した人数	人	旧国立駅舎の来館者数及びイベント等に参加した人数	-	100,000	100,000

<展開方向２：多世代が安心して暮らせる活力に満ちた富士見台地域のまちづくり>

【目的】

富士見台地域を、少子高齢社会に対応した、だれでもが暮らしやすい理想的な住空間とし、多世代が安心して暮らせる地域とすることにより、国立市の魅力を高めます。

【手段】

- ◆地域住民、ＵＲ都市機構、東京都と協働して、まちづくりの方向性を示した「国立市富士見台地域まちづくりビジョン」の実現に向けて取り組みます。
- ◆富士見台地域における、公共施設の再配置の検討を行います。
- ◆矢川公共用地（都有地）を活用して複合公共施設を整備し、施設を拠点に、周辺地域を巻きこんだまちのにぎわい創出に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
富士見台地域の居住人口	人	富士見台地域まちづくり事業区域内の人口(各年１月１日現在)	17,742 (2019 年)	18,000	19,000

<展開方向3：歴史・文化・自然環境と調和した南部地域の基盤整備>

【目的】

市街地整備の事業化に向けた調査・検討を行うとともに、区画道路における歩行者・自転車通行の安全性確保や消火活動の円滑化などを目指して、既存道路の拡幅整備により狭あい道路を解消します。

また、南部地域の特徴である歴史・文化・自然環境を保全することで、魅力あるまちづくりを推進します。

【手段】

- ◆南部地域を形成する大きな要素である歴史・文化、環境、農地等の自然環境の保全に配慮した南部地域のまちづくりを計画的に推進していきます。
- ◆市街地を整備するため、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤整備を推進するとともに、市の財政負担や関係市民の経済的負担を考慮して、整備手法の見直しや地区計画等の制度を活用したまちづくりも検討します。
- ◆「南部地域狭あい道路整備方針」に基づき対象路線の拡幅整備を進めるとともに、地権者からの用地寄付等にかかる諸費用に対して市が支援することにより、南部地域における計画幅員4m以上道路の整備を計画的に推進します。
- ◆平成26(2014)年4月に改正した「国立市町界町名整理に関する基本方針」に基づき、分かりにくい町名や地番の整理改善作業を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
国立市南部地域整備基本計画における南部市街地整備の進捗率	%	「国立市南部地域整備基本計画」に掲げた市街地整備計画の事業進捗率	85.7 (2018 年)	94.6	100
狭あい道路拡幅整備の申請件数	件	狭あい道路整備方針、要項に基づく整備の申請	2 (2018 年)	22	38
南部地域における町名地番整備率	%	実施面積÷南部地域面積(市街化調整区域を除く)×100	59.3 (2018 年)	70.0	75.2
南部地域が魅力的だと思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	45.4 (2018 年)	55.4	63.4

<展開方向４：ＪＲ南武線の連続立体交差と連動したまちづくり>

【目的】

ＪＲ南武線連続立体交差事業により、安全な歩行・交通環境の整備、防災機能の向上を図るとともに、駅周辺地域のまちづくりやＪＲ南武線と交差する都市計画道路及び都市計画公園の整備を進め、安全で快適なまちづくりを進めます。

【手段】

- ◆踏切渋滞や踏切事故、鉄道による地域の分断などを解消し、人にやさしいまちづくりを実現するため、東京都、隣接市、鉄道事業者等の関係者と連携して、ＪＲ南武線連続立体交差事業による鉄道と道路との立体交差化を促進します。
- ◆ＪＲ南武線と道路との立体交差化等により踏切事故や踏切遮断による交通渋滞を解消し、より安全で快適な歩行空間を整備します。
- ◆谷保駅及び矢川駅の周辺地域は、土地区画整理事業や市街地再開発事業等による基盤整備を検討するとともに、谷保駅周辺では踏切道の拡幅等による歩行・交通環境の整備など、矢川駅周辺ではＪＲ南武線と道路との立体交差化等に伴う安全で快適な歩行・交通環境の整備などを進めます。
- ◆ＪＲ南武線連続立体交差事業にあわせて、都市計画道路３・３・１５号線、３・４・５号線及び３・４・１４号線の整備を推進します。
また、矢川上土地区画整理事業の見直しに伴い、区画整理区域に計画区域が含まれている矢川上公園の拡充整備を進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
ＪＲ南武線連続立体交差事業に伴う市街地整備の事業化進捗率	%	「国立市南部地域整備基本計画(中間見直し)」における南武線連立事業に関連する市街地整備計画の事業化までの進捗率	0 (2019 年)	46.2	81.5

基本施策 22 地域特性を活かしたまちづくりの推進

【施策統括課：都市計画課 主な関係課：まちの振興課】

<現状と課題>

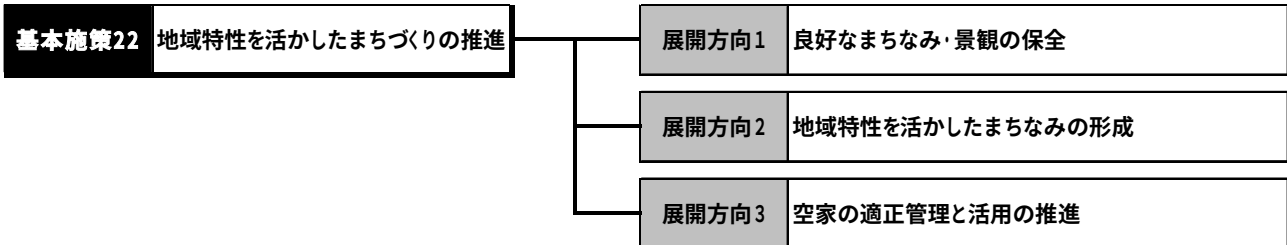
- 全国的に少子高齢化、人口減少が進展し、さらに災害対策、環境対策、財政不足等の要因により、コンパクトシティの考え方によるまちづくりが進められるようになってきました。また、地方分権が進み、自治体が主体となってまちづくりを進められるようになってきた結果、地域特性に応じてまちづくりも行われるようになってきています。
- 都では、平成 29(2017) 年に「都市のグランドデザイン」を公表し、2040 年代の目指すべき東京の都市の姿として「活力とゆとりのある高度成熟都市」を掲げ、その実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を明らかにしました。都内の市区町村は、今後この方針を踏まえたまちづくりを進めていく必要があります。
- 国立の市域は、かつて甲州街道を中心とする農村地帯から発展した南部地域と、大正時代の末期以降に民間開発により整備された北部地域という都市形成の過程が大きく異なる2つの地域に大別でき、まちなみや都市景観の特徴も両地域では大きく異なっています。
- このうち、南部地域は崖線の樹林地や湧水を源とする水と緑に恵まれた自然的景観と、谷保天満宮や南養寺、城山等の歴史的景観を兼ね備えています。一方、北部地域は国立駅を中心に大学通り、旭通り、富士見通りが放射状に伸び、その沿道に整然としたまちなみが形成され、市内外に「文教都市くにたち」を象徴する良好な都市景観を強く印象づけています。
- 平成 10(1998)年 4 月には、「文教都市くにたち」にふさわしく美しい都市景観を守り、育て、つくることを目的に「国立市都市景観形成条例」を施行し、良好な景観の保全・形成が図られるよう指導を行っているほか、大学通り沿道地域(一橋大学から江戸街道まで)を「都市景観形成重点地区¹」に指定しています。
- このように、国立市は地域ごとに歴史や発展の経緯が異なり、それぞれ個性的なまちなみを形成しています。地域ごとの課題も異なるため、地域特性に応じたまちなみの誘導が必要となっています。富士見台地域は、公共施設を中心に大規模な施設の老朽化が目立ってきたことから、今後の在り方を検討する必要がありますが、再生にあたっては地域への影響の大きさを踏まえ模範となることが求められます。また、南部地域では、生産緑地地区の減少やミニ開発の増加により、緑の減少や景観を損なう状況となっていることから、開発の際には敷地内の緑化や周囲との調和を促す必要があります。
- 平成 28(2016) 年には、まちづくり条例が施行され、市民が主体となったまちづくりとして地区まちづくり計画の策定が可能となるとともに、一定規模以上の開発案件は条例手続きを通して事業者と市が協議できるようになりました。また、策定から 20 年以上が経過した「国立市都市景観形成基本計画」は令和 2(2020) 年 3 月に改訂し、名称を「国立市景観づくり基本計画」に変更しました。今後は、この計画に基づき重点地区の指定についても推進を図る必要があります。

¹ 一定規模以上の大規模行為は、建築確認申請の前に、国立市都市景観形成条例第 26 条に基づき、市への届出が必要であり、重点地区においては、戸建住宅等の小規模な建築行為等の場合でも、同条例第 15 条に基づき、市への届出が必要となっている。

- 都市のスポンジ化や空き家の増加等の問題を受け、政府は、新築住宅の供給から中古住宅の質の向上へと舵を切り、中古住宅市場の活性化をはかるための法整備を進めており、宅地建物取引業法改正によりインスペクション制度（建物状況調査）が制定されるなどの動きがあります。また東京都においても、これらの複合的な問題を一体に取り扱うため、住宅政策本部を局級設置しました。
- 国立市では、平成 28(2016) 年度に空き家等実態調査を実施し、空き家であると判断できる特定空き家候補及び空き家候補が 186 棟確認できました。その後も継続的に空き家の状況の把握に努めており、平成 30(2018) 年度末における空き家は 210 棟となっています。
- 国立市においても、空家等対策の推進に関する特別措置法を効果的に活用するため平成 31(2019) 年 3 月に国立市空家等対策審議会条例を制定し、特定空家等への対応及び空家等対策計画の検討に着手しています。法律に規定されている市の役割や権限に沿って、地域の課題である空き家の適正管理と活用について具体的な取組を検討し、事業を展開していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

良好なまちなみや美しい景観を後世へ引き継ぐとともに、市民や事業者との連携の下、各地域の特性を活かし、まとまりのあるまちづくりを推進します。



<展開方向1：良好なまちなみ・景観の保全>

【目的】

「文教都市くにたち」にふさわしい良好なまちなみや景観を守り、育て、つくります。

【手段】

- ◆事業者が土地利用を行う際の手続き及び基準等を定めた「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、全市を対象に良好なまちなみの形成を誘導します。
- ◆国立らしい良好な住環境の下で、ゆとりある住生活を送れるよう、快適な住環境の創出を誘導します。
- ◆今後も引き続き、市民・事業者等に「国立市都市景観形成条例」に基づく景観形成基準の遵守を求めるとともに、景観形成の考え方を具体的に示すため、ガイドラインの策定に取り組みます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
国立市全体が美しいまちなみを保全・形成していると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	79.3 (2016 年)	81.0	83.0

<展開方向2：地域特性を活かしたまちなみの形成>

【目的】

国立らしいまちなみや景観をさらに向上させていくために、市民と行政が連携して、地域特性にふさわしいまちづくりを推進します。

【手段】

- ◆市民が自発的に地域特性にふさわしいまちづくりを進めるために、まちづくり条例による地区まちづくり計画の策定を推進します。
- ◆各地区の特性に合った良好な景観の保全に向け、重点地区の指定を推進します。
- ◆景観上重要な建築物等については、その維持・保全及び継承を行うために、重要景観資源の指定を目指します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
地区まちづくり計画を策定した地区の数(累計)	地区	同左	0 (2018 年)	1	2
都市景観形成重点地区を指定した地区の数(累計)	地区	同左	2 (2018 年)	3	4
重要景観資源に指定した件数(累計)	件	同左	0 (2018 年)	1	2

<展開方向3：空き家の適正管理と活用の推進>

【目的】

地域における空き家化の未然防止、空き家の解消、空き家の適正管理を実現するとともに、空き家の有効活用を目指します。

【手段】

- ◆空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、計画策定、調査、個別対応など空き家対策を総合的、計画的に推進します。
- ◆市内の空き家の状況を把握し、有効に活用できる仕組みづくりを進めます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

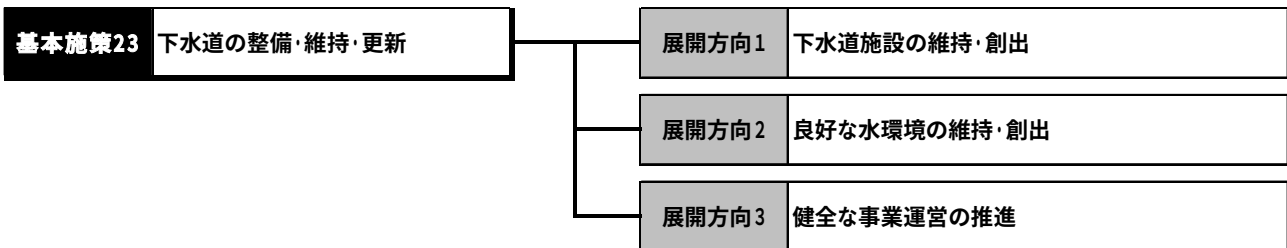
指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
空き家数	戸	空き家実態調査	210 (2018 年)	210	210
空き家率	%	住宅土地統計調査	14.8 (2018 年)	14.8	14.8
特定空き家候補件数	件	空き家実態調査	104 (2018 年)	100	95

<現状と課題>

- 我が国では、下水道や道路、橋梁をはじめとして人々の生活環境を支えているインフラ施設の多くが、1950年代半ば(昭和30年頃)から1970年代初頭(昭和47年頃)の高度経済成長期に集中整備されています。今後、これらの施設の老朽化が急速に進行する一方、少子高齢化の進展等を背景に、国・地方を通じて財政状況が厳しさを増す中で、インフラ施設の老朽化対策は全国共通の重要かつ喫緊の政策課題となっています。
- 国立市の公共下水道は、昭和45(1970)年から下水道事業に着手した管きょと事業着手以前(昭和36年～昭和44年)に布設した管きょを含めると、総管きょ延長は約219kmになります。標準的な耐用年数は50年とされていて、すでに耐用年数を超えている管きょが出てきています。
- こうした状況を受け、平成29(2017)年に「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、管きょの整備時期の古いものから順次、管きょ内調査を実施し、更新・改築等に着手しています。今後も計画的に更新・改築等を実施していく必要があります。
- 下水道法が平成27(2015)年5月に改正され、政令により維持修繕基準が創設されたことを受け、生活環境や公共用水域の水質の保全、防災面での安全性及び耐久性の維持・向上を図るため、将来的な人口動向など各地区の状況を十分に踏まえながら、老朽化した下水道施設の予防保全型の維持管理を推進する必要があります。また、市民の日常生活や経済活動に欠かすことのできないライフラインとして、長期にわたり安定かつ効率的な事業運営に取り組む必要があります。
- 地方公共団体の財政状況が厳しさを増している中、下水道事業への基準外繰入等により地方公共団体の財政運営に与える影響が大きいため、下水道事業の経営基盤の強化が急務となっています。このことにより、下水道事業の経営の健全性や計画性・透明性を図るため、平成27(2015)年1月に総務省から公営企業会計の適用の推進が要請されました。これに基づき、令和2(2020)年4月に公営企業会計を適用するため、移行事業を進めています。

<施策の目的及び体系>

地震・集中豪雨等による災害の未然防止にも十分配慮しながら、市民の日常生活や経済活動に必要不可欠なインフラ施設として、将来にわたって適切かつ効率的な維持管理・運営を推進します。



<展開方向1：下水道施設の維持・創出>

【目的】

地震・集中豪雨等による災害や、施設の老朽化等による事故発生及び機能停止のリスクの低減を図ります。

【手段】

- ◆下水道施設に起因する事故を未然に防ぐため、日常のメンテナンスを行い、「予防保全型」の維持管理に努めます。
- ◆下水道施設の安全性を確保するため、公共下水道ストックマネジメント基本計画により、計画的かつ効率的に改築・更新を推進します。
- ◆ミニ開発が進行(スプロール化)している南部地域の浸水被害を防止するため、雨水管の整備を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
南部地域(分流区域 ¹)における雨水管整備率	%	雨水管整備面積／分流区域面積(95.66ha)×100	56.6 (2018 年)	62.0	68.0
公共下水道管の改築・更新率	%	改築・更新延長／公共下水道管総延長(218.76km)×100	0 (2018 年)	1.1	26.9

¹ 国立市の公共下水道は、汚水及び雨水を同一の管きよで排除する合流式と汚水と雨水を別々の管きよで排除する分流式で整備されている。この分流式で整備されている区域を分流区域という。

<展開方向２：良好な水環境の維持・創出>

【目的】

治水対策を促進するとともに、河川・水路等の公共用水域の水質向上や地下水・湧水等の保全及び再生を図ります。

【手段】

- ◆民間事業者による開発行為等において、雨水流出抑制に関する指導を行います。
- ◆雨水浸透ます助成制度の周知を推進し、雨水浸透ますの設置拡大を図ります。
- ◆循環型社会の構築にも結びつくよう、処理水や汚泥等の下水道資源の積極的な活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
未処理放流水のBOD値 ³	mg/ℓ	放流水に含まれるBOD値／放流水の総量	43.0 (2018年)	毎年度 25.0 以下	
雨水浸透ますの設置数(累計)(再掲)	基	市の助成及び窓口指導を受けて設置された雨水浸透ますの数	17,117 (2018年)	22,400	26,400

<展開方向３：健全な事業運営の推進>

【目的】

重要なライフラインとしての役割を将来にわたって発揮し続けることができるよう、下水道事業の経営基盤強化を図ります。

【手段】

- ◆透明性が高く、より効果的で効率的な事業運営を推進するため、地方公営企業法の適用を図ります。
- ◆持続的な下水道事業を実施していくため、下水道事業の経費回収率の向上を図るとともに歳出の抑制に努め、効率的な事業の実施を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
下水道事業の経費回収率	%	下水道使用料収入／汚水処理経費×100	99.3 (2018年)	100.0	100.0

³ Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。水中の有機物が微生物の働きによって分解される際に消費される酸素の量で、河川の水質汚濁の程度を示す代表的な指標である。この値が大きいほど、有機物が多く汚れていることを示す。下水道法施行令第6条第2項では「放流水に含まれるBOD値／放流水の総量」を処理区単位で40mg/ℓ以下にするよう定められている。

【政策 8】産業

基本施策 24 商工業振興と観光施策による市域経済力の強化

【施策統括課：まちの振興課 主な関係課：南部地域まちづくり課】

<現状と課題>

- 現在、全国的に消費者の購入先の選択肢が格段に拡大するとともに、商店主の高齢化や商店会の組織力の低下等により、既存の商店街は厳しい経営環境にある一方、商業機能に加え、地域コミュニティの維持・再生や高齢者の買い物支援など様々な地域課題に対応するための受け皿として、商店街に対する期待は高まっています。
- 国連サミットで採択された SDGs(持続可能な開発目標)は、その 17 の国際目標のうち、「8.働きがいも経済成長も」「9.産業と技術革新の基盤をつくろう」などの目標において、そのターゲットにイノベーションの促進、中小零細企業の設立や成長の奨励などが掲げられています。これらの目標を達成するための取り組みを推進することにより、中小企業や地域の活性化に資する可能性があります。
- 平成 28(2016)年 6 月 1 日現在、国立市の小売業 1 事業所当たりの年間商品販売額は 1 億 7,026 万円、売場面積は 115 m²であり、それぞれ多摩地域 26 市の中では年間商品販売額は小さいほうから 5 番目、売場面積は同 3 番目と経営規模の小さな事業所が多い傾向にあります。
- 令和 7(2025)年には、6 割以上の経営者が 70 歳を超えるにもかかわらず、多くの中小企業では後継者が不在の状況で、廃業が相次ぐ恐れがあるとの指摘がされています。今後も事業承継に関する相談のニーズが続くものと考えられます。
- 国立市では、平成 20(2008)年 11 月に「企業誘致促進条例」を制定するとともに、企業立地の促進及び土地建物の有効活用の支援を行うことを目的に、「企業立地あっせん事業」に取り組んでいますが、平成 31(2019)年 4 月 1 日までに誘致した事業所は 11 事業所で、目標値(14 事業所)には届いていない状況にあります。
- 今後、市内外からより多くの人や消費を国立市に引き込み、地域経済の活力を高めていくためには、地域の潜在力と創意工夫を最大限に引き出しながら、個性豊かで魅力ある商店・商店街づくりや既存企業の経営基盤の強化・安定化に向けた取組を積極的に支援するとともに、新たな産業の誘致・育成や様々な地域資源の魅力を高めていく必要があります。
- 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、外国人観光客の増加が予想されます。平成 29(2017)年度には、東京都市長会の付属機関として多摩地域市町村観光地域づくり課長会が発足し、地域の観光マネジメントを行う「多摩地域版 DMO」¹の検討を進めています。
- 国立市では、国立市観光まちづくり協会と連携して、シティプロモーションサイトを運営するとともに、フィルムコミッション事業を展開しています。その結果、市内におけるロケ件数が増加し、国立市をメインロケ地とする映画が撮影されるなど、ロケ地としての認知が進んでいます。また、令和 2(2020)年度にはオープン予定の旧国立駅舎には、観光の拠点機能を有する

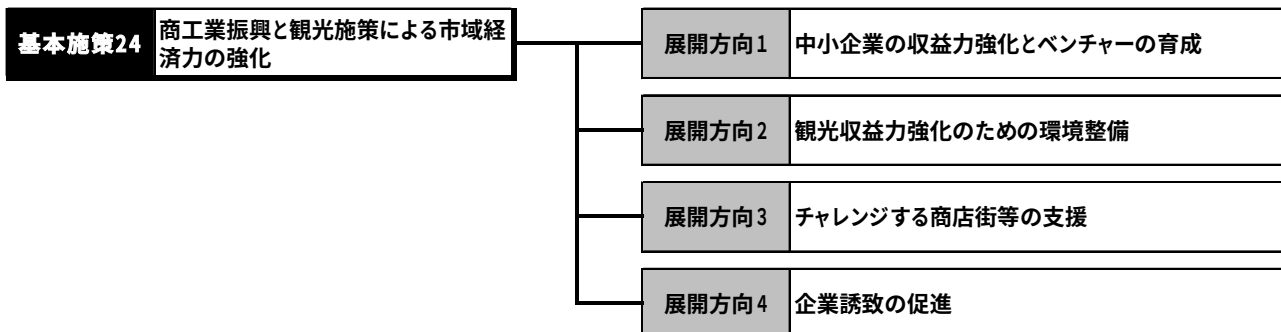
¹ DMO(ディー・エム・オー)とは、Destination Management/Marketing Organization の略称であり、「多摩地域版 DMO」とは、マーケティング調査やそれを踏まえた広域的な戦略策定、関係者との合意形成、自治体を含む関係主体への各種支援等の非営利活動を行い、地域の稼ぐ力を引き出す組織のこと。自立的・継続的な運営に向けた資金獲得のための収益事業に重点をおく一般的な DMO とは異なる。

「まちの案内所」が設置されることとなります。

- 今後、市内外の多くの人々が「文教都市くにたち」のまちの魅力に触れ、そこでの出会いを楽しむことができるにぎわいあるまちを目指していく必要があります。

<施策の目的及び体系>

人口が減少し経済が縮小する環境において、観光手法を駆使して市外からもより多くの消費を引き込むとともに、個々の商工業者・創業者が活気をもってチャレンジできる環境を創出し、市域経済力を活性化し、訪れ・住み・働く場として選ばれるまちを目指します。



<展開方向1：中小企業の収益力強化とベンチャーの育成>

【目的】

新たな分野でのビジネスチャレンジを創出し、まちに活力を与えるため、市内での起業・創業を促進するとともに、地域経済を支えている中小企業の収益力を強化し、経営基盤の強化・安定化を図ります。

【手段】

- ◆個人商店を中心とした中小企業への伴走型支援として、富士市の F-biz モデルによる売上向上のためのコンサルティングをワンストップで行います。
- ◆中小企業の経営基盤の強化・安定化に向け、中小企業事業資金等融資あっせん制度²の利用促進などに取り組んでいきます。
- ◆中小企業で働く従業員の確保・定着に結びつくよう、勤労市民共済会³の活動を支援します。
- ◆市内での新たな起業・創業を支援します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
小売吸引力指数	—	国立市の人口 1 人当たり年間商品販売額／全国の人口 1 人当たり年間商品販売額	0.87 (2016 年)	0.94	0.98
市内小売業者の年間商品販売額	億円	経済センサス	619 (2016 年)	637	643
市内の事業者数	社	経済センサス	2,891 (2016 年)	2,891	2,891
創業支援者数	者	各機関で支援した創業者の数	149 (2018 年)	149	149

² 市内の中小企業者、農業者、商店街を組織する団体及び NPO 法人に対し、事業経営に必要な設備資金・運転資金等の貸付をあっせんするもの。

³ 中小企業等で働く事業主や従業員の福利厚生の向上・充実を図るため、国立市から財政援助を受け、安定した運営を行っている福利厚生団体。

<展開方向2：観光収益力強化のための環境整備>

【目的】

多様な主体との連携・協力の下、様々な地域資源を活用してまちのブランド力を高めるとともに、観光資源を効果的に発信し、にぎわいを創出します。

【手段】

- ◆市民まつり、さくらフェスティバル、朝顔市、LINK くにたち、くにたちアートビエンナーレなどの開催を通じ、市内の魅力を発信し、市内外からの集客力の向上を図ります。
- ◆国立市の魅力を市内外に伝えるため、観光情報やイベント情報等の発信やフィルムコミッションを通じたシティプロモーションを積極的に進めます。
- ◆「文教都市くにたち」の魅力と地域資源を活かし、にぎわいを創出するため、国立市観光まちづくり協会等との連携を強化するとともに、市の魅力を高める活動を支援します。
- ◆再築される旧国立駅舎をまちの魅力発信の拠点として活用します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
休日の滞在人口	人	地域経済分析システム (RESAS)	54,205 (2018 年)	56,263	57,279
3 年前と比較してにぎわいがあると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	11.1 (2018 年)	13.0	15.0
小売吸引力指数（再掲）	—	国立市の人口1人当たり年間商品販売額／全国の人口1人当たり年間商品販売額	0.87 (2016 年)	0.94	0.98

<展開方向3：チャレンジする商店街等の支援>

【目的】

地域のやる気と創意工夫の下、既存商店街の集客力を向上させるとともに、商店街の枠を超えた店舗による連携によりさらなる賑わいを創出し、市内での消費拡大につなげます。

【手段】

- ◆イベント事業等による商店街の販売促進活動を支援します。
- ◆商店会との連携の下、市外からの来街者が商店街を回遊するための仕組みづくりを進めます。
- ◆事業者に対し、商店街の活性化事例や各種研修・補助制度の紹介等の情報提供を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
商店街によるイベントの数	件	商店街補助金の対象イベント数	34 (2018 年)	34	34
小売吸引力指数（再掲）	—	国立市の人口1人当たり年間商品販売額／全国の人口1人当たり年間商品販売額	0.87 (2016 年)	0.94	0.98

<展開方向4：企業誘致の促進>

【目的】

市外からの新規企業の立地を促進するとともに、指定企業の定着を図ります。

【手段】

- ◆今後も引き続き、市外からの新規企業の立地や既存事業者の産業誘導地域⁴への移転を促進するための支援に取り組みます。
- ◆文教都市にふさわしい研究開発型や教育産業等の付加価値の高い企業誘致に積極的に取り組み、雇用の拡大と地域経済の活性化につなげます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
企業誘致の指定件数	件	同左	15 (2018 年)	20	24

⁴ 国立市では、都市計画法上の用途地域のうち、準工業地域、商業地域、近隣商業地域、第一種住居地域、第二種住居地域、第二種中高層住居専用地域に立地する企業を各種奨励措置の対象としている。

基本施策 25 農業振興と農地保全の推進

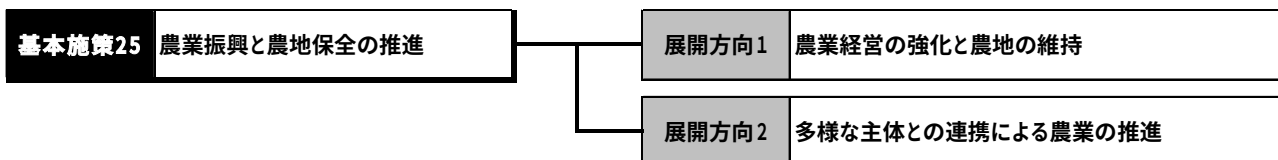
【施策統括課：都市農業振興担当 主な関係課：都市計画課】

<現状と課題>

- 日本の農業全体を取り巻く環境は、農業者の高齢化などによる担い手不足や、相続に伴う農地の減少、安価な輸入農作物の増加など、依然として厳しい状況にあります。
- 平成 27(2015) 年に都市農業振興基本法が成立し、平成 28(2016) 年 5 月には都市農業振興基本計画が国において策定され、宅地化すべきものとされていた市街化区域内農地が、あるべきものと明記されるなど、制度上の大きな転換を迎えました。
- これらの動きを受け、平成 29(2017) 年 4 月に生産緑地法の一部改正を含む都市緑地法等の一部を改正する法律が成立し、生産緑地地区の面積要件の緩和や特定生産緑地制度が創設されました。平成 30(2018) 年には都市農地貸借円滑化法が施行され生産緑地の貸借が可能となり、農地を保全する制度が整いました。
- 国立市では、平成 30(2018) 年 4 月に生産緑地指定の下限面積の条例を制定し、300 m²まで引き下げることが可能となりました。
- 「農林業センサス東京都報告」によると、国立市内でも、農地が平成 2(1990)年の 102ha から平成 27(2015)年の 38ha、農家数が平成 2(1990)年の 210 戸から平成 27(2015)年の 109 戸へと大きく減少しているとともに、平成 22(2010)年では農業従事者の 8 割が 60 歳以上となるなど、担い手の減少及び高齢化が顕著な状況にあります。
- 市南部を中心に営まれている農業・農地は、新鮮で安心・安全な農産物の提供、地産地消の推進、農業体験等を通じた市民相互及び生産者とのコミュニケーションの促進、ハケ・用水・農地から構成される「くにたち」独自の景観的魅力、災害時の延焼遮断など、本市にとってなくてはならない多面的な機能を有しています。
- 農業・農地の有する多面的機能が今後も適切に維持・発揮されるよう、より多くの市民や事業者等との連携・協力の下、市全体で農業・農地を守り支えていくための取組を強化していく必要があります。
- 毎年生産緑地の追加指定を行っているものの、生産緑地の面積は減少傾向にあります。また、新法指定の生産緑地地区のほとんどは指定から 30 年を経過する時期が迫っており、農地を減らさないよう特定生産緑地の指定に向けて周知に努める必要があります。

<施策の目的及び体系>

地産地消や農業体験など市民が農業に親しめる環境づくりを進めるとともに、農業経営の強化や農業後継者の育成を促進し、農業・農地を適切に保全していきます。



<展開方向1：農業経営の強化と農地の維持>

【目的】

国立の重要な地域資源である農業・農地の多面的機能が、今後も適切に維持・発揮されるようにします。

【手段】

- ◆農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者を増加させるとともに、経営体の収入増を支援し、農地の保全及び有効利用を促進します。
- ◆市内農業者の販路を拡大させるため、地産地消の対策と機会の創出を推進します。
- ◆農地の保全及び有効利用を促進するため、生産緑地の追加指定や特定生産緑地の移行を進めます。
- ◆くにたち独自の景観的魅力である「農の営みが残る原風景」を保全していくため、各種の農地保全に関わる制度を周知してその活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
農地面積の減少率	%	同左 (各年 4 月 1 日現在)	2.60 (2018 年)	2.25	1.97
市域面積に占める水田面積の割合	%	同左 (各年 4 月 1 日現在)	1.35 (2018 年)	1.25	1.16
認定農業者 ² の人数	人	同左 (各年 4 月 1 日現在)	23 (2018 年)	27	30

² 自らの農業経営の改善を図り、効率的で安定的な農業経営を目的とした農業経営改善計画を作成し、その計画が市の認定を受けた農業経営者・農業生産法人。認定を受けると金融措置や税制措置等の支援を受けることができる。

<展開方向２：多様な主体との連携による農業の推進>

【目的】

農業・農地の有する多面的機能への市民理解を深め、地産地消を促進するなど、地域ぐるみで農業・農地を守り支えるための取組を推進します。

【手段】

- ◆農業・農地を有する環境の意義を市民に広めるため、農業体験及び農業の情報発信の拠点として整備した「城山さとのいえ」を中心に、農業のPRと市民と農業者を繋ぐ事業を推進します。
- ◆くにたち野菜を引き続きPRするとともに、くにたち野菜の販路拡大のため、飲食店との連携等新たな施策を展開します。
- ◆都市農地が有する環境保全機能や景観形成機能について市民に理解を広め、災害時の一時避難や農作物の調達をすることを目的とした防災協力農地を拡大していきます。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
農産物の推定生産額	千円	作付面積より南部地域まちづくり課で算定	172,486 (2018 年)	182,956	191,332
城山さとのいえ体験事業等に満足した参加者数	人	城山さとのいえ体験事業等のアンケートにおいて満足と回答した参加者の数	724 (2018 年)	900	900

【政策 9】自治体経営

基本施策 26 変化に対応できる柔軟で効率的な行政運営

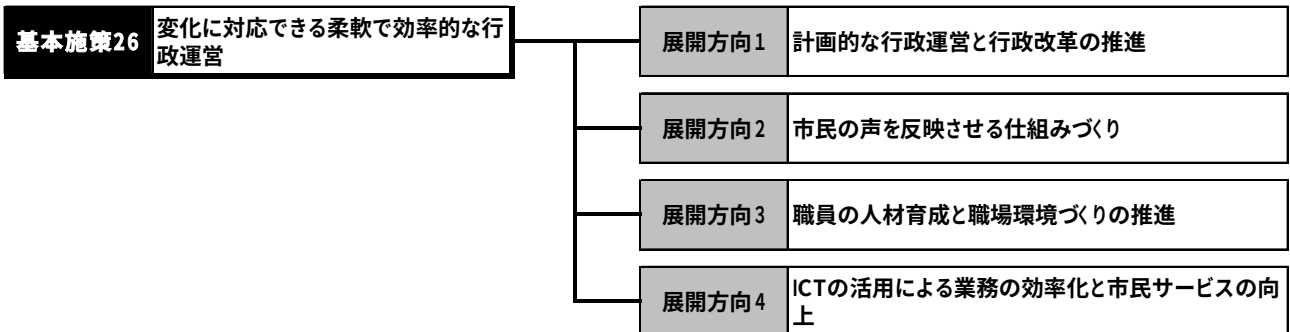
【施策統括課：政策経営課 主な関係課：総務課、情報管理課、法務担当、職員課、市民課】

＜現状と課題＞

- 国立市の人口は平成 31(2019) 年 1 月 1 日現在で 76,038 人となり、微増傾向が続いています。住民基本台帳人口に基づき実施した市独自の人口推計では、令和 7(2025) 年までは横ばいで推移し、その後、人口減少の局面を迎えることとなります。一方、市内には民間開発等による人口増加の余地が残されています。
- しかしながら、短期・中期的に人口が増加したとしても、人口構成としては、高齢化率が上昇し、生産年齢人口の比率は減少を続けます。特に令和 7(2025) 年には団塊世代が後期高齢者となることもあり、医療・介護等の社会保障費がさらに増加することが懸念されます。また、長期的には生産年齢人口が減少し、税収の減が見込まれることも懸念されます。
- 今後も引き続き、国立市がより多くの人々から住み続けたい・住んでみたいと強く支持されるまちとして発展を遂げ、将来の人口減少や税収の減少に対応できるようにするためには、選択と集中の下、予算・職員・施設等の限りある行政の経営資源をより効果的・効率的に配分し、行政運営に尽力する必要があります。
- また、近年、地域主権改革や市民ニーズの多様化・高度化により、市全体の業務量が増加しています。限られた人材で多様化・高度化する市民のニーズに対応するためには、職員一人ひとりが効率的・効果的な行政運営を推進するとともに、課題に対して部署を越えて積極的に連携する「部署間連携」により横断的に対応していくことが求められます。
- 具体的には、常に職員一人ひとりの能力向上を図りながら、単純な業務を減らし、ヒトが対応しなくてはできない業務に人員を振り向けていかなければなりません。人口減少の流れを受け、全国的には自治体においても AI や RPA の実証実験が活発に行われています。新たな技術や民間事業者の活用等により適切な人員配置を行うとともに、改訂を予定している「国立市人材育成基本方針」に基づく人材育成や令和 2(2020) 年度より導入される会計年度任用職員制度を適切に運用することが必要となっています。
- こうした状況のなか、財源及び人的資源を確保するための具体的な計画として、第 5 期基本構想第 2 次基本計画と同じ令和 2(2020) 年度から令和 9(2027) 年度を計画期間とする「(仮称) 国立市行財政改革プラン」の策定に取り組んでいます。
- 平成 28 (2016) 年 4 月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性活躍とワークライフバランス推進のための働き方改革が求められています。これに関連し、国立市においても、女性管理職比率の向上、職員の年次有給休暇日数の向上、男性の育児休業取得率の向上、職場における代替人員の確保、職場環境の整備などが課題となっています。
- 国立市では、ICT を利用したサービスが充実していると思う市民の割合(「思う」及び「わりと思う」の合計) は、第 11 回市民意識調査(平成 31 年 2 月) が 17.8%であり、第 10 回市民意識調査(平成 30 年 1 月) の 11.9%と比べると 5.9%増加しています。しかしながら、割合は未だ低水準であり、市民サービスに直結するような ICT の活用が十分でないといえられます。ICT を活用したサービスに対する市民ニーズは、ICT の進展に伴い、高まっていくことが見込まれます。

<施策の目的及び体系>

中長期的な視点に立ちながら、選択と集中及び部署間の緊密な連携体制等に根ざした、より一層効果的・効率的な事業の実施に努め、市民から信頼される市役所を実現します。



<展開方向1：計画的な行政運営と行政改革の推進>

【目的】

社会経済情勢の変化や今後さらに多様化・複雑化していくと見込まれる市民ニーズに対し、柔軟かつ適切な対応を図るとともに、継続的な改善改革に取り組みます。

【手段】

- ◆様々な地域課題を迅速に解決できるよう、庁内関係部署間の連携強化を図ります。
- ◆業務プロセスごとに適切な担い手を検討するとともに、民間活力の導入やRPA等を含めたさらなるICTの活用などにより、市民サービスの向上及び事務量の削減を目指します。
- ◆将来的な事務量を的確に見極めながら、適正な定員管理を推進します。
- ◆今後も引き続き、法律や条例等を遵守し、公平・公正で透明性の高い行政運営を推進します。
- ◆選択と集中の下、事業のスクラップアンドビルドを常に意識し、総合基本計画を起点とする「Plan(計画)⇒Do(実施)⇒Check(点検・評価)⇒Act(改善改革)」からなるPDCAサイクルの有効性を高め、より高い実効力を伴った行政運営を計画的に推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
第2次基本計画に掲げた展開方向ごとの目標達成率	%	第2次基本計画に掲げた展開方向のうち、目標値に達した展開方向の数／全ての展開方向の数×100	43.8 (2017 年)	100.0	100.0

<展開方向２：市民の声を反映させる仕組みづくり>

【目的】

行政に対する住民の意見・要望を収集し、住民の声を政策に反映することで、相互理解を深め市民の市政への主体的な参画を促します。

【手段】

- ◆ハード・ソフトの両面から、より多くの主体が市政やまちづくりに参画できる仕組みづくりを推進します。
- ◆まちづくりに対する意見・要望等を広く市政に反映させるため、様々な媒体を活用した広聴機能の充実に取り組みます。
- ◆タウンミーティングの開催やパブリックコメントの適切な実施等により、住民の多様な意見を市政に反映させます。また、次世代を担う若い世代の市政参加を促します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
市政に参画した市民の人数 (市政参画の機会 1 回ごとの平均参加人数)	人	附属機関、タウンミーティング、ワークショップ、説明会等の平均参加人数	17.3 (2018 年)	19.0	20.9
市民からの意見・相談・要望件数	件	「くにたちメールボックス」、「くにたち市民の声」等に寄せられた意見・相談・要望等の件数	555 (2018 年)	610	650

<展開方向3：職員の人材育成と職場環境づくりの推進>

【目的】

良質な市民サービスを提供し続けるため、市政の担い手としての職員のモチベーションや能力・資質を向上させるとともに、能力を発揮しやすい職場環境整備を進めることで職員の生産性を高めます。

【手段】

- ◆人材育成基本方針に沿って任用方法及び研修体系を見直すとともに、自学を支援する仕組みや環境を整え、職員の能力向上と組織の活性化を推進します。
- ◆人事評価制度を活用し、組織目標達成に向けた職員のモチベーションの向上と人材育成を図るとともに、より幅広い見識や知識を身につけることができるよう、東京都や他の自治体、民間企業等への職員の派遣・視察を推進します。
- ◆育児休業に対する代替人員の確保やワークライフバランスの向上等により働きやすい職場環境の整備を進め、職員の健康・意欲の維持向上を図るとともに、生産性の低下を防ぎます。
- ◆適材適所による人事配置を基本としつつ、職場における意思決定の多様性を確保するため、管理職における女性の比率向上を図ります。
- ◆多様性を尊重できる職場づくりを進めるため、職場におけるコミュニケーションを促進するとともに、職場におけるハラスメント防止対策を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
市の組織運営や職員の仕事ぶりに不満を持っている市民の割合	%	国立市市民意識調査	11.8 (2018 年)	9.8	8.8
役職（係長職以上）に就いている職員に占める女性の割合	%	同左	20.81 (2018 年)	30.0	40.0
市の人材育成に対する職員満足度	%	正規職員に対するアンケート調査	68.0 (2018 年)	75.0	80.0

展開方向４：ＩＣＴの活用による業務の効率化と市民サービスの向上＞

【目的】

ＩＣＴ^４を活用し、質の高い市民サービスのより効果的・効率的な提供を推進します。

【手段】

- ◆費用対効果やセキュリティを十分に勘案した上で、各種行政手続のオンライン化や証明書等のコンビニ交付の推進、情報通信基盤の整備充実を図ります。
- ◆マイナンバー制度の運用により、各種行政手続の簡素化を推進します。
- ◆外部のデータセンターを活用した複数の自治体による情報システムの集約と共同運用を推進することにより、システムの運用経費の削減や業務の継続性の確保を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典 元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
ＩＣＴを活用して窓口以外で発行した証明書等の割合	%	同左	2.6 (2018 年)	6.3	9.8
インターネットを利用して届出、申請、申込み等ができるシステムの数(民間のシステムを利用している場合を含む)	件	同左	5 (2018 年)	7	9
ＩＣＴを利用したサービスが充実していると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	17.8 (2018 年)	37.8	53.8

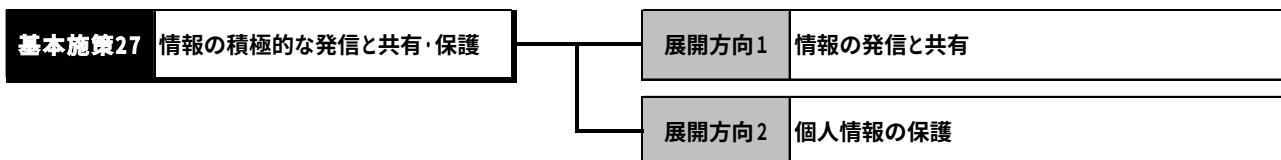
^４情報（Information）や通信（Communication）に関する技術（Technology）の総称。一般的なＩＴ（情報技術）の概念をさらに一歩進め、ＩＴに通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。

<現状と課題>

- 国立市では、市報「くにたち」を月2回発行しており、全戸に配布するほか、ホームページへの掲載、市内の鉄道2駅(谷保駅、矢川駅)に設置してある配布用ラックによる配布等、行政情報や地域の情報を市民へ広く発信しています。情報発信にあたっては単に情報を発信するのではなく、より見やすく分かりやすい形で発信する工夫を行っています。
- 近年、飛躍的に普及拡大しているインターネットや情報通信ネットワーク化の進展により、個人における情報入手や発信する自由度は高まってきています。一般的な情報発信の方法として、スマートフォンやタブレット等の普及により、TwitterやLINE、FacebookやInstagramといったSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)が注目を集めています。国立市でも、情報発信手段として、市報のほかに、ホームページ、メール配信、Twitter、LINE等を活用し、市政情報や市の魅力を市内外に向けて広く積極的に発信しています。
- 今後、市報等の紙媒体をさらに工夫し、市民の生活の充実、利便性の向上となるような情報発信を行うとともに、ホームページについても、主要な情報発信手段として、さらなる内容の充実を図りつつ、高齢者やしょうがいのある方などだれもが利用できるものにするため、ホームページのアクセシビリティの向上を図る必要があります。また、社会における情報通信手段の発展に伴い、ターゲットを絞った情報発信の仕組みを構築し、Twitter、LINE等のさらなる活用を図る必要があります。
- マイナンバー(社会保障・税番号)制度により、平成28(2016)年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続きにおいて、マイナンバーの利用を開始しています。また、情報提供等記録用開示システム(マイナポータル)では、サービスを受けることができるワンストップサービスの利用範囲が拡大しています。
- 平成28(2016)年12月に「官民データ活用推進基本法」が制定され、同法において基本施策の一事項として、「国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等」(オープンデータの推進)が定められました。オープンデータは、行政が保有するデータを、市民や企業等が編集・加工等をしやすい形で、インターネット等を通じて公開することにより、自治体が抱えている政策課題を市民と共有し、共に解決していくことや、企業等が効果的に活用することで新たなサービスやビジネスを生み出し、地域の活性化につなげていこうとするものです。東京都では、オープンデータの標準フォーマットを定義し、都内の市区町村で共通したオープンデータを公開する環境を整備しています。国立市においても、オープンデータの公開・拡充への取組を推進し、有益な市民サービスや地域課題の解決につなげていく必要があります。
- このような状況下、地域社会を構成する多様な主体が適切な役割分担の下、より緊密に連携・協働してより良いまちづくりに取り組めるようにするためには、個人情報保護に十分配慮しながら、まちづくりに関する多種多様な情報の積極的な提供等を通じ、より多くの人々の自発的・主体的なまちづくり活動につなげていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

個人情報適切に保護しながら、市政情報を含む様々な情報を効果的に市民等へ公開・提供・発信し、その情報が積極的に活用されるまちを目指します。



<展開方向1：情報の発信と共有>

【目的】

市政情報を含む様々な情報を迅速かつ広範に市民等へ公開・提供・発信することにより、市民等による情報の積極的な活用を促進し、情報の共有化を通して市政への市民参加をさらに推進します。

【手段】

- ◆社会における情報通信手段の発展に伴い、市報等の紙媒体のさらなる充実とともに、ホームページやTwitter、LINE等のSNSの活用を図り、市民のだれもが必要な情報に容易にアクセスし、利用することができる環境を整備します。
- ◆国立市をより多くの方に知ってもらうため、市内だけでなく、市外へ向けて積極的に市の政策・まちの魅力・国立ブランド等を発信していきます。
- ◆市や市民に影響のある情報を継続的・定期的に収集し、しっかりと分析を行うことで、効率的な広報活動につなげます。
- ◆行政情報のオープンデータ化を推進するとともに、その利活用を積極的にPRします。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
入手したい市政情報が十分に公開されていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	21.2 (2018 年)	23.5	25.5
オープンデータとして公開したファイルの数(種類)	種類	ホームページ上にオープンデータとして公開したファイルの延べ数(種類)	0 (2018 年)	4	8

<展開方向２：個人情報の保護>

【目的】

市民の個人情報を適切に保護します。

【手段】

- ◆先進技術の動向把握に努めつつ、ハード・ソフトの両面から、多面的なセキュリティ対策を推進します。
- ◆職員のセキュリティ意識の向上を図るための研修を充実させます。
- ◆社会動向や技術動向を踏まえ、情報セキュリティ対策基準等ルールの見直しを定期的に行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
国立市が個人情報の保護を的確に行っていると思う市民の割合	%	国立市市民意識調査	32.3 (2018 年)	37.8	42.2

基本施策 28 将来にわたって持続可能な財政運営

【施策統括課：政策経営課 主な関係課：課税課、収納課、健康増進課、会計課】

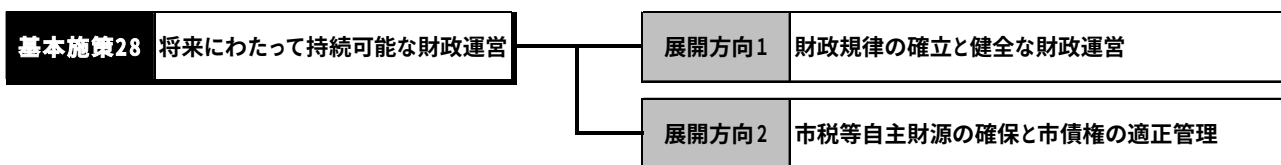
<現状と課題>

- 人口減少社会における東京一極集中を是正することの一環として、税制面においても、清算基準の見直しに伴い地方消費税交付金が減少するとともに、ふるさと納税制度により、都市部の税収が地方へと流出し続けています。今後も、都市部や地方公共団体に不利となる税制改正が行われた場合には、さらなる財源の流出が懸念されます。
- 国立市の歳入のうち、自主財源の約 9 割、歳入全体の約 6 割を占め、財政の根幹をなしている市税は、税制改正の影響を受けつつも、平成 26(2014) 年度以降微増傾向となっています。特に市税全体の約 5 割を占めている個人市民税は、ここ数年、景気回復による給与所得の伸び等により増加傾向がみられます。しかし、今後の景気動向によっては税収に大きな影響を与えることも想定されます。
- また、国立市は平成 30(2018) 年度に平成 27(2015) 年度以来の地方交付税の交付団体となりました。以前より交付団体と不交付団体との境界線上に位置していることから、地方交付税は歳入面において不安定な要素となっています。
- 一方、歳出では、支出が義務づけられ任意に節約できない経費である人件費、扶助費及び公債費からなる義務的経費のうち、扶助費が平成 12(2000) 年度から連続して対前年度比プラスで推移しており、平成 26(2014) 年度以降も子育て・障害・生活保護分野を中心に毎年度 2～4 億円ずつ増加するなど大きな伸びを示しています。近年では、各分野の対象者数が増加していることに加え、待機児童対策のための保育定員増加によるものがその要因と考えられます。
- 平成 26(2014) 年 2 月に「財政健全化の取り組み方針・実施細目」を策定し、職員人件費の見直し、国民健康保険特別会計の赤字補てんの圧縮、家庭ごみ有料化の実施、事務事業の見直しなど不断の財政改革に取り組んだ結果、平成 25(2013) 年度以降、臨時財政対策債¹の借入に頼らずに自律性の高い財政運営が可能な状況にあります。また、平成 28(2016) 年 3 月に「国立市健全な財政運営に関する条例」を制定し、健全で規律のある財政運営に取り組んできました。
- しかしながら、今後、国立市においても少子高齢化や既存の公共施設の老朽化の進展等に伴い、さらに財政需要が増大していくと見込まれることから、より自律性の高い財政運営の確保に向け、市税や使用料・手数料等の自主財源の安定的な確保や市債権(市税等以外の市の債権)の収納率の向上等に向けた取組を強化することが極めて重要となっています。

¹ 地方交付税の代替として（地方交付税の原資である国税が不足しているため）、各自治体において発行する特例的な地方債のこと。

<施策の目的及び体系>

安定的に自主財源を確保し、将来にわたって自律性の高い財政運営を推進します。



<展開方向1：財政規律の確立と健全な財政運営>

【目的】

財政の健全性を堅持し、計画的で安定的な財政運営を推進するとともに、市民にも分かりやすく、より透明性の高い財政運営を目指します。

【手段】

- ◆高い実効力を伴った財政規律(予算編成方針、予算執行方針等)の下で、限りある市の予算を各事務事業に適切に配分します。
- ◆適正な起債による財源の充当によって、建設事業の着実な進捗と世代間の財政負担の公平化を図ります。
- ◆市が設置した基金を必要な事業に活用するため、適切な管理・運用を推進します。
- ◆新たな地方公会計制度²を活用し、財務情報をより詳細かつ正確に把握することにより、より効果的・効率的な行財政運営やより質の高い行政サービスの提供に結びつけます。

²行政の会計制度である官庁会計は、国、地方ともに明治時代以降、1世紀にわたり単式簿記・現金主義会計による処理が行われてきた。新たな地方公会計制度は、現状の会計処理では見えにくい資産・負債等のストック情報や行政サービスに係るコスト情報を、複式簿記・発生主義の導入により補完しようとする会計処理である。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
特定目的基金を含めた実質単年度収支	千円	普通会計の単年度収支＋繰上償還額＋基金積立額－基金取崩額	53,227 (2018 年)	199,600 以上	
経常収支比率	%	経常経費充当一般財源の額／経常一般財源×100	96.4 (2018 年)	95.6 以下	
義務的経費比率	%	普通会計の義務的経費(人件費・扶助費・公債費)／標準財政規模×100	57.6 (2018 年)	55.5 以下	
人口1人当たりの基金現在高	万円	普通会計の当該年度末の基金現在高／当該年度1月1日の人口	7.8 (2018 年)	6.6 以上	
人口1人当たりの地方債現在高	万円	普通会計の当該年度末の地方債残高／当該年度1月1日の人口	17.9 (2018 年)	23.3 以下	
債務償還可能年数	年	普通会計の地方債残高／(経常的収支額－地方債発行額－基金取崩額)	6.3 (2018 年)	6.2 以下	

<展開方向2：市税等自主財源の確保と市債権の適正管理>

【目的】

市税を中心とした自主財源を安定的に確保するとともに、市民の理解と協力の下、市税収納率の維持と市債権の適正な管理・確保を図ります。

【手段】

- ◆くにたち未来寄附制度の利用促進に向け、さらなる検討及びPRを推進します。
- ◆納税義務者及び課税客体(土地・家屋・償却資産(事業用資産))の的確な把握に努めながら、公平で的確な課税を推進します。
- ◆納付機会の充実や滞納整理の強化など、今後も引き続き、収納率を維持するために様々な取組を推進します。
- ◆各所管課との連携の下、市債権の適正な管理と回収を行います。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
市税収納率	%	収入済額／調定額×100	99.6 (2018 年)	99.6	99.6
消滅時効による債権放棄の件数	件	消滅時効期間経過を理由として放棄した私債権の数(徴収停止中の消滅時効件数を除く)	0 (2018 年)	0	0

基本施策 29 公共施設マネジメントの推進

【施策統括課：資産活用担当

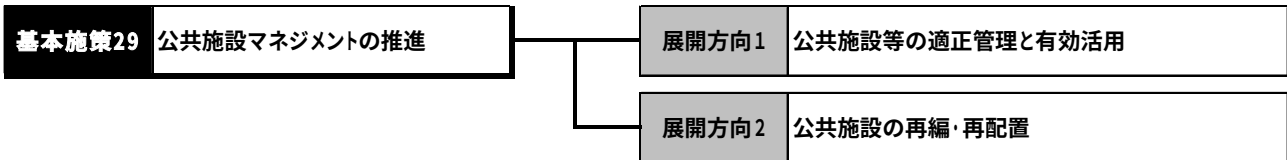
主な関係課：政策経営課、建築営繕課、環境政策課、工事担当、下水道課、教育総務課】

＜現状と課題＞

- 現在、全国的に高度経済成長期に集中的に整備されたいわゆるハコモノといわれる公共建築物や道路・橋梁等のインフラ施設を含めた公共施設の老朽化が一斉に進行している一方、本格的な人口減少社会の到来や少子高齢化の進展等により、財政状況が厳しさを増している中、既存の公共施設を現状と同一の規模で維持・更新することは極めて困難と考えられています。
- このような状況下、国では、速やかに公共施設の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するため、平成 26(2014)年 4 月、全国の自治体に対して「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しています。
- 全国的な傾向と同様に、国立市においても既存の公共施設の全てを現状と同一の規模で維持・更新していくのは難しいと見込まれます。国立市が将来にわたり適切な行政サービスの提供と持続可能な財政運営の両立を図るためには、公共建築物やインフラ施設及び土地といった市有財産を経営資源として捉え、次代を見据えた戦略的な運用を図ることで、最大限の効果を発揮させ、健全な財政基盤に基づくまちづくりが推進できるよう、高い実効力を伴った「公共施設マネジメント」に取り組む必要があります。
- こうした状況を受け、国立市では、平成 29(2017) 年 3 月に「国立市公共施設等総合管理計画」を策定しました。その後、個別施設計画である「国立市道路等長期修繕計画」及び「国立市公共下水道ストックマネジメント基本計画」を策定し、計画に基づく取り組みを行っています。また、公共建築物の最適な配置を行うための「(仮称) 公共施設再編計画」及び公園施設の適切な整備、保全のための「(仮称) 公園施設長寿命化計画」の 2 つの個別計画についても、令和 2(2020) 年度の策定に向けて取り組みを進めています。
- 今後、それぞれの個別施設計画が実効性を伴って展開されるよう事業を進めていく必要があります。

<施策の目的及び体系>

公平かつ効果的・効率的な施設配置を達成し、必要な行政サービスの継続的かつ安定的な提供を推進します。



<展開方向1：公共施設等の適正管理と有効活用>

【目的】

人々の暮らしや市内の経済活動を支える重要な都市基盤として、既存の公共施設等の機能を適切に保つとともに、経営資源と捉え最大限の効果が発揮できるよう有効活用していきます。

【手段】

- ◆「国立市公共施設保全計画(平成 27(2015)年 5 月策定)」に基づき、既存施設の計画的な保全を推進します。
- ◆道路・下水道等のインフラ施設について、既存施設の計画的な維持・更新を推進します。
- ◆市が保有する財産のうち、利用計画が定まっていないものについて、売却や貸付、有償借地の解消等の取組を推進します。
- ◆土地や建物といった市有財産を経営資源として捉え、有効活用を図ります。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
市有財産を活用した財源の創出額	千円	同左	-	37,000	37,000
施設管理者による施設点検の実施率	%	国立市公共施設調査実施マニュアルに基づく実施数/公共施設数	-	100	100
公共施設等の管理不良による損害賠償件数	件	同左	1 (2018 年)	毎年度 0 件	

<展開方向２：公共施設の再編・再配置>

【目的】

将来にわたり適切な行政サービスの提供と効率的な行政運営の両立を図ります。

【手段】

- ◆「国立市公共施設等総合管理計画(平成 29(2017)年 3 月策定)」に基づき、「(仮)公共施設再編計画」を策定し、公共施設の再編・再配置を推進します。
- ◆学校を地域コミュニティの拠点として有効活用できるよう、建て替えの機会を捉えた周辺の既存施設との複合化や多機能化を推進します。
- ◆再編・再配置後においても、行政サービスの質の維持・向上を図るため、民間事業者の資金やノウハウの活用を推進します。

【展開方向の進捗状況を測定するための指標】

指標名	単位	指標の説明又は出典元	実績値	目標値(KPI)	
				2023 年	2027 年
公共施設(公共建築物)延床面積	m ²	同左	124,863 (2018 年)	126,145	124,548